

保守点検仕様書

県警清水分庁舎に設置の昇降機の日常の運転使用に支障を与えず、正常かつ安全で良好な状態を保持するため、計画的に技術者を派遣し下記のとおり保守点検及び法定検査を実施するものとする。

記

1 点検の計画

- (1) 毎月技術者を派遣し、昇降機（機械室、昇降路内、各階出入口、かご中、ピット、その他外部連絡装置・付加装置）の各部の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行うこと。
- (2) 各種附属装置についても、正常に作動するか点検し、必要に応じて調整すること。
- (3) 点検の都度、点検報告書を作成し、警察本部清水分庁舎・管理担当者の確認印を受けること。
- (4) 建築基準法第12条第3項に定める法定検査を年1回実施すること。

2 補修工事部品取替

常に細心の注意をもって点検し、摩耗・破損した箇所を発見した場合は、速やかに甲に報告し指示を受けた上で部品取替、若しくは補修を行うこと。

補修工事を行う場合は、可能な限り運転利用に支障のないよう打合せの上施工すること。

3 故障対応

故障発生等の緊急事態には、直ちに技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。この場合、作業報告書を速やかに提出すること。

4 費用負担の範囲

下記の事項以外の部品取替、修繕等は委託契約金額に含むものとする。

※ 除外項目

- (1) 昇降かご、かご床タイル、敷居、三方枠、外側板、内側板等の塗装、メッキ直し又は修理、取替、清掃。
- (2) 巻上機、電動機、駆動機等機器の一式取替。
- (3) 修理、取替に必要な建築関係工事。
- (4) 諸法規の改正又は官公署の命令若しくは要求による設備の改修又は新規附属物の追加に関する工事。
- (5) 地震、火災その他不可抗力により発生した修理又は取替工事。
- (6) 明らかに使用者の過失によるもの。

様式 1

業 務 実 施 計 画 書

- 1 委託業務の名称 県警清水分庁舎エレベーター保守点検業務
- 2 施 行 箇 所 静岡市清水区吉川373－1 県警清水分庁舎
- 3 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

業 務 内 容	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10月			11月			12月			1 月			2 月			3 月		

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 2

業 務 代 理 人 等 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 県警清水分庁舎エレベーター保守点検業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

3 業務代理人等の職名氏名

区 分	職名	フリガナ 氏 名	経 歴 等	生 年 月 日
業 務 代 理 人			別紙のとおり	
主 任 技 術 者			〃	

上記のとおり業務代理人等を定めたので、通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式3

業 務 従 事 者 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 県警清水分庁舎エレベーター保守点検業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

項番	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日

上記のとおり業務従事者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

所 在 地

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 4

委託業務実績報告書

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 委託業務の名称 | 県警清水分庁舎エレベーター保守点検業務 |
| 2 施 行 箇 所 | 静岡市清水区吉川373－1 県警清水分庁舎 |
| 3 報 告 対 象 期 間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |

上記委託業務を実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住所

受託者 商号又は名称

氏 名